

雑賀技術研究所から、品質管理や商品開発など実務で分析に携わっている方に向けてアレルギー分析にまつわる様々なお役立ち情報をお届けします。第13弾は『食物アレルギーの公定検査法にLC-MS/MS法が初採用！』を紹介します。

令和8年4月 消費者庁通知法において「LC-MS/MSを用いた定性検査法」が初めて採用されました。現在はカシューナッツのみが対象ですが、他の表示義務品目への展開が期待されており、それを見据えた検査法開発事業者の公募[※]が始まっています。 ※検査法開発事業者の公募 | 公益社団法人日本食品衛生協会

SAIKAIはこれまで、独自の検査法及び標準物質（食物由来アレルギー抽出物）の開発に取り組んできました。実は、この標準物質は「SAIKAIオリジナルの検査法」に限らず、その他の検査法でもご活用いただける可能性があります。現在SAIKAIは、今回発表された公定検査法において、この標準物質が活用できるかどうか以下の2つの視点で検証を進めています。検証結果は、7月開催予定の日本食品化学学会にて発表予定です。興味のある方は、ぜひご来場をお待ちしております。

公定検査法におけるSAIKAI製標準物質の活用例



アプリで情報発信中！



Dr.サイカの

アレルギー分析サポート

雑賀技術研究所

〒640-8341 和歌山市黒田二丁目1-20

TEL : 073-474-0860

お問合せ先：研究開発室 富上・山下・稲垣